

学位論文題名

大規模水田地帯における組織法人化と

経営改善に関する研究

学位論文内容の要旨

1990年代後半以降の米価下落により、稲作収益性が低下し、水田作経営の経営環境が悪化している。大規模水田地帯の中でも、売買を主体とした農地市場が展開している地域では、大規模経営ほど深刻な負債問題を抱えており、財務基盤の脆弱性から、個別経営による規模拡大に限界が生じている。このような地域の典型である北海道南空知地域においては、負債問題を背景として部分協業化した組織法人が形成され、農地の受け皿機能を発揮することで個別経営補完領域の拡大が図られてきた。しかし、部分協業化では個別経営に対するこだわりと負価格差の存在から、機械投資を伴う新規作物・新技術導入に慎重にならざるをえない状態が続いていた。こうした状況を打破するために、完全協業化によって抜本的に経営組織を再編する組織法人が出現している。しかし、その経営改善プロセスや経営体としての内実に関しては、十分な研究がなされていない。

そこで本論文では、完全協業化した組織法人における経営改善の成果を明らかにし、担い手経営としての評価を提示することを課題とする。第一に、統計資料等により組織法人化の背景を整理する。第二に、先駆的な組織法人の実態分析により完全協業化による経営改善のプロセスを明らかにする。第三に、収益性と財務安全性に関する経営分析の結果に基づき、組織法人に対する担い手経営としての評価を明らかにする。

第1章「北海道における水田作経営の現段階的特質」では、水田農業政策の転換を踏まえたうえで、水田作経営の現段階的特質を明らかにした。1990年代後半以降、水田作経営は、稲作収益性の悪化に対し転作部門の収益性を改善することで所得確保に努めてきた。しかし、平均経営規模の水田作経営では、農業所得のみによる経済的自立は困難であった。他方、資本装備を増強させてきた20ha以上の大規模層では、負債問題が深刻化していた。このことから、大規模水田地帯においては、生産規模の更なる拡大と個別完結的な機械所有の見直しを図るための組織的対応が求められていることを指摘した。

第2章「北海道水田地域における「担い手」経営の分布と組織法人化の進展」では、北海道水田地域における組織法人化の進展とその特徴を整理した。北海道においては、認定農業者資格を取得した個別経営が「担い手」経営として厚い層を形成している。しかし、米政策改革により施策対象となる「担い手」が明確化され、構造改革が加速化して以降は、組織経営数の増加が顕著であった。北海道においては、集落営農や特定農業団体の設立は特定の市町村でしか進展しておらず、「担い手」に区分される組織経営のほとんどが、農地

集積により認定農業者資格を取得した組織法人であることを明らかにした。

第3章「組織法人における完全協業化による収益性改善」では、組織法人が多く分布する南空知地域の北村地区に所在し、完全協業化により先駆的な取り組みを行っている組織法人を対象とした実態分析から、その経営改善プロセスと成果を明らかにした。事例組織法人は完全協業化を契機に、①大区画化と品種別団地化によって作業能率を上げる、②意思決定を一元化することで作業調整を容易にする、③作物別担当制を徹底し肥培管理を高度化する、④事業規模を拡大させることで試作によるリスクを許容し革新的技術をいち早く導入する、という取り組みを実施していた。

その結果、畑作物導入時の設備投資問題と露地野菜導入時の作業競合問題を克服し、秋小麦の長期連作を解消していた。また、転作田において、秋小麦及び大豆の慣行栽培・秋小麦大豆間作栽培・春小麦初冬まき栽培・ハクサイ秋小麦後作栽培・水稻直播栽培を組み合わせた新たな水田利用方式を採用しており、持続的な水田輪作体系を構築するための革新的技術の開発・普及の拠点をなしていた。その結果、小麦収量の増加と低コスト生産による付加価値額の増大を実現していることを明らかにした。

これらの経営改善策が収益性改善に結びついたのは、以下のような条件がそろっていたことによる。主体的条件としては、①構成員あたりの経営面積が拡大したこと、②新規作物・新技術に関する情報を蓄積しており、技術習得時間が短縮されていたこと、③迅速な意思決定を行えるよう営農情報を共有化していたこと、④会計管理を厳格に行うことで品目別収益性を把握し、それに基づいた作物選択を実施していたことである。地域条件としては、①水田輪作に関わる営農技術普及体制の存在、②大規模経営に対する手厚い支援、③増収に高いインセンティブを与える数量支払の存在があげられる。そして、これら条件の根底には各種助成措置という政策支援が存在していたことを指摘した。

第4章「危機的対応による組織法人の形成と財務安全性の確保」では、前章と同様の事例を対象とした実態分析により、完全協業化の背景と経営基盤強化の実態を示したうえで、その財務安全性について検証している。事例組織法人は、個別経営の規模拡大に限界が生じた際に、資金繰りの悪化と共同作業体制の崩壊を避ける目的で設立されていた。さらに、部分協業化による個別経営補完機能の発揮だけでは構成員の負債累積構造を解消できずに、個別経営の経営破綻の危機に直面すると、完全協業化し新たな経営体を形成していた。

組織法人は、内部留保した自己資金による投資が可能であり、農業経営基盤強化準備金制度などの農業生産法人優遇策を利用できることから、設備投資に有利な条件を備えている。しかし、部分協業化では、投資に関わる構成員間の合意形成が困難であったため、組織法人の有利性は活用されていなかった。完全協業化により意思決定が一元化されてはじめて、付加価値額増大に寄与する設備投資が実現していたことを指摘した。

組織法人における債務返済能力について試算した結果からは、①構成員の所得確保、②個別経営名義の負債の完済、③水田輪作体系を支える設備投資の継続、④組織法人における農地保有合理化法人からの農地売渡時における資金調達とその返済、以上の全てに耐える償還財源を確保し、財務安全性が認められることを明らかにした。

終章「大規模水田地帯における組織法人化と経営改善」では、本論文の結論として、組織法人に対する担い手経営としての評価とその位置づけを提示した。

大規模水田地帯における担い手経営は、水田利用方式の高度化と財務基盤の強化により

持続的な経営体として存立することが求められている。完全協業化した組織法人は、持続的な水田輪作体系を模索しつつ、生産合理化と経営管理の高度化に取り組むことで、付加価値額を増大させていた。その収益水準は、構成員の所得を確保した上で組織法人の財務安全性を保ちうる水準であることが示された。そのことから、完全協業化した組織法人は、売買による農地市場が展開する地域において、個別経営の存続危機が顕在化したもとで形成される、新たな担い手経営の一形態であることが明らかとなった。

学位論文審査の要旨

主査	准教授	志賀 永一
副査	教授	柳村 俊介
副査	教授	坂下 明彦
副査	助教	東山 寛

学位論文題名

大規模水田地帯における組織法人化と 経営改善に関する研究

本論文は序章・終章を含む6章からなり、図20、表43を含む総頁数110の和文論文である。別に7編の参考論文が添えられている。

本論文は、完全協業化した組織法人における経営改善の成果を明らかにし、育成すべき担い手であるか否かを明らかにすることを課題としている。

1990年代後半以降の米価下落により稲作収益性が低下し、水田作経営の経営環境は悪化している。大規模水田地帯の中でも、売買を主体とした農地市場が展開している地域では、大規模経営ほど深刻な負債問題を抱え、財務基盤の脆弱性から個別経営による規模拡大に限界が生じている。このような地域の典型である北海道南空知地域においては、負債問題を背景として部分協業化した組織法人が形成され、「農地の受け皿」機能を発揮することで地域農業を維持してきた。しかし、部分協業化では個別経営に対するこだわりと参加農家の負価格差から、機械投資を伴う新規作物・新技術導入に慎重にならざるをえない状態が続いていた。こうした状況を打破するために、完全協業化によって抜本的に経営組織を再編する組織法人が出現している。この組織法人が担い手経営として存立しうるかについて、これまでの研究は事例紹介や部分的な検討にとどまっており、経営改善の取り組みやそれによる収益形成力と財務構造を総合的に検討し評価することが求められていた。

本論文は、以下のような分析を行っている。第一に、統計資料により組織法人化の背景を整理している。第二に、先駆的な組織法人の実態分析により完全協業化による経営改善のプロセスと内容、成果を示している。第三に、収益性と財務安全性に関する経営分析により組織法人に対する担い手経営としての評価を明らかにしている。

こうした観点から行った分析結果は次のように要約される。

第一に、組織法人化の背景は以下のとおりである。大規模水田地帯においては、生産規模のさらなる拡大と個別完結的な機械所有の見直しを図るための組織的対応が求められていた。そのような中で、個別経営による規模拡大に限界が生じた際に、資金繰りの悪化と共同作業体制の崩壊を避ける目的で組織法人が設立されていた。さらに、部分協業化によ

って個別経営補完機能を発揮するだけでは構成員の負債問題を解決できず、経営破綻の危機に直面すると、完全協業化によって新たな経営体が形成されていた。

第二に、事例組織法人の実態分析から明らかになった営農実態、完全協業化の意義、経営改善の条件は以下のとおりである。

組織法人は、その制度上・経営組織上の有利性を活かすことで、従来型の水稻・小麦による営農体系から脱却し、土地利用再編の先端を成す経営体として展開していた。それは、完全協業化を契機に新規作物・新技術を導入することで、秋小麦及び大豆の慣行栽培・秋小麦大豆間作栽培・春小麦初冬まき栽培・ハクサイ秋小麦後作栽培・水稻直播栽培を組み合わせた新たな水田利用方式の採用であった。また、持続的な水田輪作体系を構築するための革新的技術開発・普及の地域拠点としての役割も果たしていた。

経営改善の過程においては、完全協業化によって投資条件が改善され、内部留保と農業生産法人優遇策の利用による設備投資が可能となっていた。また、生産合理化により、①大区画化と品種別団地化による作業能率向上、②作業競合回避、③作物別担当制による肥培管理の高度化、④事業規模拡大による試作リスク軽減という効果が発揮されることで、新規作物・新技術の導入・定着が実現していた。

これらの経営改善策が収益改善に結びついた条件として、以下のような諸点をあげている。主体的条件としては、①構成員あたりの経営面積の拡大、②短期間での技術習得、③情報の共有化による迅速な意思決定、④厳格な会計管理を実施していたことである。地域条件としては、①営農技術普及体制の存在、②大規模経営に対する手厚い支援、③増収に高いインセンティブを与える数量支払の存在である。そして、これら条件の根底には各種助成措置という政策支援が存在していた。

第三に、収益性と財務安全性に関する経営分析の結果から、以下の点が明らかになった。完全協業化した組織法人は、持続的な水田輪作体系を模索しつつ、生産合理化と経営管理の高度化に取り組むことで、小麦収量の増加や低コスト生産を実現し、付加価値額を増大させていた。また、その収益水準は、構成員の個人負債をも返済できる所得額を確保した上で組織法人の財務安全性を保ちうる水準であることが示された。

以上のように本論文は、組織法人が、売買による農地市場が展開する地域において個別経営の存続危機が顕在化したもとで形成される、新たな担い手経営の一形態であることを明らかにしている。組織法人という形態を採用した、大規模水田作経営における水田利用方式の高度化と財務基盤の強化による経営改善プロセスを実証的に明らかにしたこの研究成果は、担い手経営を育成・支援していく上で有益な示唆を与えるものと評価される。

よって、審査員一同は、小松知未が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。